



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

(TEL)06-6210-1270

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 医療法人の登記～保存版～

今月号は医療法人の登記についてご紹介します。あまりメジャーな登記ではなく、医療法人の登記を取り扱っている司法書士も多くないのが実情です。登記すべき事項は株式会社や一般社団法人と似ていますが、医療法人特有の規定もあるため、注意が必要です。ぜひご参考ください。

設立登記

医療法人は、登記をすることによって法人格を取得します。法務局に設立登記を申請した日が医療法人の設立日となります。よって、法務局が閉庁している土曜・日曜・祝日は設立日とすることができないことにご注意ください。

医療法人を設立するには、都道府県知事等から認可を受ける必要があります。なお、株式会社のように公証役場で定款の認証を受ける必要はありません。

設立登記が完了すると、履歴事項全部証明書・印鑑証明書の発行が可能となります。これらの書類は、診療所の開設手続や金融機関の口座開設等で必要となりますので、設立登記の準備は余裕をもって行いたいですね！



変更登記

医療法人には、毎年登記が必要な登記事項、定期的に登記が必要な登記事項、適宜変更が必要な登記事項があります。一例を以下にご紹介します。

「資産の総額の変更登記」～毎年登記が必要です※～

医療法人は資産の総額（＝純資産額）が登記事項になっています。毎事業年度の決算の確定後、速やかに登記しましょう！※前年の純資産額から全く変動がない場合、当年の登記は不要です。

「理事長変更登記」～2年に1度登記が必要です～

医療法人の役員には任期があります。医療法では、「役員の任期は2年を超えることができない」と規定されていますが、多くの医療法人の定款では「役員の任期は2年とする。」と規定されています。この為、理事の任期が2年ごとに満了することとなり、同じ人物が理事長に引続き就任する場合でも登記の変更が必要です。登記されるのは理事長だけです！他の役員は登記されません。

「その他変更登記」～変更の都度登記が必要です～

上記以外の登記事項に変更が生じた場合、その都度変更登記が必要です。

具体的には、①名称

②主たる事務所

③目的等（開設する病院・診療所等の住所・名称）

④理事長の住所、氏名

そのうち①及び③の変更は定款記載事項の為、変更にあたり都道府県知事等の事前の認可が必要です。

②も定款変更の対象ですが、原則認可は不要です。※都道府県をまたぐ移転などの場合は認可が必要となります。

④は転居や婚姻等による変更ですが、ついつい忘れがちなのでご注意ください！



合併・分割の登記

合併とは2以上の法人が結合して1つの法人を組成することです。合併当事者が全て消滅（解散）して、1つの法人を新たに設立し、その事業や権利義務を承継させる「新設合併」と、合併当事者のうち1以上の法人が消滅（解散）して、存続する1つの法人にその事業や権利義務を承継させる「吸収合併」があります。

分割には医療法人の事業の一部を切り出して新たに医療法人を設立する「新設分割」と、既存の医療法人に切り出した事業の一部を承継させる「吸収分割」があります。

合併も分割も都道府県知事等の認可が必要です。認可後すぐに登記ができるわけではなく、債権者保護手続等を経る必要があります。合併も分割も、新設・存続・承継法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局に登記申請することによって効力を生じます。設立同様、法務局の閉庁日である土曜・日曜・祝日を効力発生日とすることができませんのでご注意ください。

解散・清算終了登記

一人医師医療法人の理事長が高齢になり、かつ、後継者がいないケースが最近増えており、医療法人の解散手続を受任することも珍しくなくなってきました。

解散するときも、都道府県知事等の認可が必要です（一部例外あり）。

解散から清算までの大まかな手続の流れは、①事前相談→②認可申請→③認可→③債権者保護手続→④解散登記→⑤清算手続→⑥清算終了＝法人格消滅です。

①から⑥までの所要期間は概ね1～2年です。

医療法人の登記のことは
タスク司法書士法人に
おまかせください！

法務局



タスク司法書士法人・行政書士法人では医療法人の手続に幅広く対応しております。

ぜひお気軽にご相談ください！

次号の予告TOPIC 個人診療所の承継について

